

第 99 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
1	育英資金貸与金	平成 15 年度から	個人	延滞利息	157,475 円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがないため。
		平成 16 年度まで		法定費用	6,670 円	
2	育英資金貸与金	平成 18 年度から	個人	未償還元金	28,878 円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがないため。
		平成 20 年度まで		延滞利息	300,130 円	
		年度まで		法定費用	20,770 円	
3	育英資金貸与金	平成 24 年度から	個人	未償還元金	419,625 円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがないため。
		平成 26 年度まで		延滞利息	174,116 円	
		年度まで		法定費用	25,408 円	
4	育英資金貸与金	平成 26 年度から	個人	未償還元金	183,600 円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがないため。
		平成 28 年度まで		延滞利息	4,887 円	
5	育英資金貸与金	平成 27 年度から	個人	未償還元金	755,000 円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがないため。
		平成 29 年度まで		延滞利息	10,725 円	
6	育英資金貸与金	平成 29 年度から	個人	未償還元金	929,400 円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがないため。
		令和元年度まで		延滞利息	13,455 円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。